

令和7年3月5日  
林野庁北海道森林管理局

### 指名停止措置の概要

#### 1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
株式会社遠藤組	北海道常呂郡置戸町字置戸255番地の22

2 指名停止の期間 令和7年3月6日から令和7年4月5日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲 北海道森林管理局管内

#### 4 指名停止の理由

株式会社遠藤組が網走中部森林管理署から受注した造林事業請負契約において、令和7年1月8日、チェーンソーでトドマツの伐倒作業をしていた作業員が、裂けたシラカバの下敷きになる死傷事故が発生した。

この労働災害について北見労働基準監督署は、労働安全衛生法第21条第1項及び第66条の4の違反があったとして、当該事業者に対し是正勧告書を交付した。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

#### 【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局総務企画部 経理課  
直 通：011-622-5214  
担当者：主計係（内線307）